

---

## 1035. 入出港届等照会

---

業務コード	業務名
IVS	入出港届等照会

## 1. 業務概要

船舶基本情報、船舶運航情報、乗組員情報、旅客情報、船用品情報、入港前統一申請情報、入港届等情報、出港届等情報または移動届等情報の内容を照会する。

また、利用者が外航船に対し入港前統一申請、入港届等、出港届等または移動届を申請した手続き、およびファイル申請の申請状態を一覧に出力する。

## 2. 入力者

税関、通関業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、CY、NVOCC、海貨業

## 3. 制限事項

なし

## 4. 入力条件

### (1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②入力者が船会社で船舶コードが入力された場合は、船舶DBに登録されている船舶運航者と同一会社であること。
- ③入力者が船会社で届出番号等（入港前統一申請番号、入港届提出番号、出港届提出番号、移動届提出番号）が入力されているか、または照会種別がG1である場合は、届出者と同一の利用者であるか、または船舶運航者と同一の船会社利用者であること。
- ④入力者が船舶代理店で船舶コードが入力されており、かつ照会種別がA1、A5であり、かつ本邦のいずれかの港で受委託情報が存在している場合は、船舶コード単位または航海番号単位の受委託関係が登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合は照会可能とする。
- ⑤入力者が船舶代理店で船舶コードが入力されており、かつ照会種別がA2、A3、A4、F1であり、かつ受委託情報が存在している場合は、船舶コード単位の受委託関係が登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合は照会可能とする。
- ⑥入力者が船舶代理店で届出番号等が入力されており、かつ照会種別がB1、B2、B3、C1、C2、D1、D2、D3の場合は、入力された届出番号等に対する届出者と同一の利用者であるか、または届出等が行われた港において船舶コード単位または航海番号単位の受委託関係が登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されているか、または船舶運航情報を使用しない届出等の情報を照会する場合は照会可能とする。
- ⑦入力者が船舶代理店で届出番号等が入力されており、かつ照会種別がE1の場合は、入力された届出番号等に対する届出者と同一の利用者であるか、または届出等が行われた港において船舶コード単位の受委託関係が登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合は照会可能とする。
- ⑧入力者が船舶代理店の場合で照会種別がG1である場合は、届出者と同一の利用者であること。
- ⑨入力者がCY、保税蔵置場、通関業、海貨業またはNVOCCの場合は、A1またはA5の照会種別であること。

### (2) 入力項目チェック

#### (A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

#### (B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

### (3) 船舶DBチェック

照会種別がA0の場合は、入力された船舶コードが船舶DBに存在すること。

- (4) 船舶運航DBチェック
- ①照会種別がA 1の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船舶運航情報が船舶運航DBに存在すること。
  - ②照会種別がA 5の場合は、入力された船舶コードが船舶運航DBに存在すること。
  - ③船舶単位の運航情報制限が登録されている場合は、CY、保税蔵置場、通関業、海貨業またはNVOCCによる照会をエラーとする。
- (5) 海上乗組員DBチェック
- 照会種別がA 2の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する乗組員情報が海上乗組員DBに存在すること。
- (6) 海上旅客DBチェック
- 照会種別がA 3の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する旅客情報が海上旅客DBに存在すること。
- (7) 船用品DBチェック
- 照会種別がA 4の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船用品情報が船用品DBに存在すること。
- (8) 入港前統一申請DBチェック
- ①照会種別がB 1、B 2、B 3の場合  
入力された入港前統一申請番号が入港前統一申請DBに存在すること。
  - ②照会種別がF 1の場合  
入力された船舶コード及び港コードに対する入港前統一申請情報が入港前統一申請DBまたは入港届DBに存在すること。  
入力者が税関、船会社または船舶代理店以外の場合は、エラーとする。
  - ③照会種別がG 1の場合  
入力者に対する届出／申請情報が入港前統一申請DB、入港届DB、出港届DB、移動届DBまたはファイル申請DBに存在すること。
- (9) 入港届DBチェック
- ①照会種別がC 1、C 2の場合  
入力された入港届提出番号が入港届DBに存在すること。
  - ②照会種別がF 1の場合  
入力された船舶コード及び港コードに対する届出／申請情報が入港届DBまたは入港前統一申請DBに存在すること。  
入力者が税関、船会社または船舶代理店以外の場合は、エラーとする。
  - ③照会種別がG 1の場合  
入力者に対する届出／申請情報が入港前統一申請DB、入港届DB、出港届DB、移動届DBまたはファイル申請DBに存在すること。
- (10) 出港届DBチェック
- ①照会種別がD 1、D 2、D 3の場合は、入力された出港届提出番号に対する出港届情報が出港届DBに存在すること。
  - ②照会種別がG 1の場合  
入力者に対する届出／申請情報が入港前統一申請DB、入港届DB、出港届DB、移動届DBまたはファイル申請DBに存在すること。

(11) 移動届DBチェック

①照会種別がE 1の場合は、入力された移動届提出番号が移動届DBに存在すること。

②照会種別がG 1の場合

入力者に対する届出／申請情報が入港前統一申請DB、入港届DB、出港届DB、移動届DBまたはファイル申請DBに存在すること。

(12) ファイル申請DBチェック

照会種別がG 1の場合、入力者に対する届出／申請情報が入港前統一申請DB、入港届DB、出港届DB、移動届DBまたはファイル申請DBに存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、出力情報出力処理を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 船舶基本照会情報出力処理

照会種別がA 0の場合は、船舶DBより編集処理を行う。

(3) 船舶運航照会情報・船舶運航一覧照会情報出力処理

照会種別がA 1またはA 5の場合は、船舶運航DBより編集処理を行う。

(4) 乗組員照会情報出力処理

照会種別がA 2の場合は、海上乗組員DBより編集処理を行う。

(5) 旅客照会情報出力処理

照会種別がA 3の場合は、海上旅客DBより編集処理を行う。

(6) 船用品照会情報出力処理

照会種別がA 4の場合は、船用品DBより編集処理を行う。

(7) 入港前統一申請照会情報出力処理

照会種別がB 1の場合は、入港前統一申請DBより編集処理を行う。

(8) 入港前統一申請乗組員氏名表照会情報出力処理

照会種別がB 2の場合は、入港前統一申請DBの乗組員情報より編集処理を行う。

(9) 入港前統一申請旅客氏名表照会情報出力処理

照会種別がB 3の場合は、入港前統一申請DBの旅客情報より編集処理を行う。

(10) 入港届等照会情報出力処理

照会種別がC 1の場合は、入港届DBより編集処理を行う。

(11) 入港届等船用品目録照会情報出力処理

照会種別がC 2の場合は、入港届DBの船用品目録情報より編集処理を行う。

(12) 出港届等照会情報出力処理

照会種別がD 1の場合は、出港届DB及び不開港出入許可申請DBより編集処理を行う。

(13) 出港届等乗組員氏名表照会情報出力処理

照会種別がD 2の場合は、出港届DBの乗組員情報より編集処理を行う。

(14) 出港届等旅客氏名表照会情報出力処理

照会種別がD 3の場合は、出港届DBの旅客情報より編集処理を行う。

(15) 移動届等照会情報出力処理

照会種別がE 1の場合は、移動届DBより編集処理を行う。

(16) 入港前統一申請番号・入港届提出番号照会情報出力処理

照会種別がF 1の場合は、入港前統一申請DB及び入港届DBより編集処理を行う。

(17) 届出申請一覧照会情報出力処理

照会種別がG 1の場合は、港湾関連DBより編集処理を行う。

(18) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
船舶基本照会情報	照会種別A 0が入力された場合	入力者
船舶運航照会情報	照会種別A 1が入力された場合	入力者
乗組員照会情報	照会種別A 2が入力された場合	入力者
旅客照会情報	照会種別A 3が入力された場合	入力者
船用品照会情報	照会種別A 4が入力された場合	入力者
船舶運航一覧照会情報	照会種別A 5が入力された場合	入力者
入港前統一申請照会情報	照会種別B 1が入力された場合	入力者
入港前統一申請乗組員氏名表照会情報	照会種別B 2が入力された場合	入力者
入港前統一申請旅客氏名表照会情報	照会種別B 3が入力された場合	入力者
入港届等照会情報	照会種別C 1が入力された場合	入力者
入港届等船用品目録照会情報	照会種別C 2が入力された場合	入力者
出港届等照会情報	照会種別D 1が入力された場合	入力者
出港届等乗組員氏名表照会情報	照会種別D 2が入力された場合	入力者
出港届等旅客氏名表照会情報	照会種別D 3が入力された場合	入力者
移動届等照会情報	照会種別E 1が入力された場合	入力者
入港前統一申請番号・入港届提出番号照会情報	照会種別F 1が入力された場合	入力者
届出申請一覧照会情報	照会種別G 1が入力された場合	入力者

## 7. 特記事項

(1) 入港前統一申請番号・入港届提出番号照会情報で出力される申請・提出番号は最新の枝番の番号のみが出力される。

(2) 申請種別がA 2、B 2、D 2で乗組員情報が1500件を超えた場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。また、再度送信することにより次乗組員情報を出力する。(最大4500人)

~~(2)~~ (3) 申請種別がA 3、B 3、D 3で旅客情報が1500件を超えた場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。また、再度送信することにより次旅客情報を出力する。(最大8000人)

~~(3)~~ (4) 申請種別がA 5で船舶コードに対する運航情報が100件を超えた場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

~~(4)~~ (5) 申請種別がG 1で手続き申請情報が100件を超えた場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。